

10-2 職員

単位(人数:人)

年 森 林 管 理 次 局	総数	職 群 別 人 員					休職者	非常勤 職員	常勤 作業員	処遇 常勤者		
		給与法 適用者	特 例 法 適 用 者									
			管理職	非 管 理 職								
行政職	総数	普通職	監視用務職	医療職	技能職							
平成19年4月1日	4,903	指 8 30	989	3,876	3,865	-	-	11	(15) 30	291	-	-
平成20年4月1日	4,877	指 8 30	972	3,867	3,863	-	-	4	(11) 28	290	-	-
平成21年4月1日	4,813	指 8 30	967	3,808	3,807	-	-	1	(10) 30	277	-	-
平成22年4月1日	4,756	指 8 30	966	3,752	3,751	-	-	1	(13) 50	258	-	-
平成23年4月1日	4,630	指 8 30	957	3,635	3,634	-	-	1	(13) 43	134	-	-
北海道	964	指 1 5	188	770	770	-	-	-	(1) 4	22	-	-
東北	759	指 1 4	157	597	597	-	-	-	(1) 3	26	-	-
関東	733	指 1 4	152	576	576	-	-	-	(2) 9	27	-	-
中部	526	指 1 4	97	424	424	-	-	-	(1) 8	13	-	-
近畿中国	449	指 1 3	101	344	344	-	-	-	(1) 6	16	-	-
四国	330	指 1 3	68	258	258	-	-	-	(2) 6	9	-	-
九州	666	指 1 3	121	541	541	-	-	-	(2) -	19	-	-
林野庁	187	指 1 4	72	110	109	-	-	1	(3) 7	1	-	-
森林技術総合研究所	16	-	1	15	15	-	-	-	-	1	-	-

- 1 行政職欄の「指」は指定職で外書である。
- 2 非常勤職員は、医師及び看護婦等である。
- 3 休職者以下は、総数に含まない。
- 4 組合専従職者は、休職者欄に()外書した。
- 5 処遇常勤者は、昭和37年に定員内に繰り入れとなった者以外の作業員である。